

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年9月定例会

議案の 件名	議案第64号 交野市こどもの医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）
-----------	---	------------	---

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>《交野市こどもの医療費の助成に関する条例》 こどもに係る医療費の一部を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>《交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例》 ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>大阪府の各医療費助成事業費補助金交付要綱の見直しに伴うもので、大阪府下の全市町村が改正を予定。</p> <p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">総事業費</th> <th style="width: 16.6%;">国庫支出金</th> <th style="width: 16.6%;">府支出金</th> <th style="width: 16.6%;">市債</th> <th style="width: 16.6%;">その他</th> <th style="width: 16.6%;">一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>平成30年4月1日に改正された際に大阪府の各医療費助成事業において助成対象外（経過措置）となった「精神病床への入院に係る給付」について再度助成対象とするべく大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱及び大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱が、令和3年4月1日から一部改正されることに伴い、交野市こどもの医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正が必要となり、所要の整備を行うもの。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> <p>対象者の医療費の一部を助成することにより医療機関等への受診を容易にし、病気の早期発見・予防が見込まれ、健康の保持増進を図る。</p>												
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱及び大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱が令和3年4月1日から施行される。</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</td> <td style="width: 50%;"> 12. 安心して子どもを生き育てることができる 18. 子どもたちの未来に明るい希望がある 19. 困ったときなんでも気軽に相談できるところがある </td> </tr> <tr> <td colspan="2">○その他の計画（該当する場合のみ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計画名称</td> <td>第2期交野市子ども・子育て支援事業計画</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">策定年度</td> <td>令和2年3月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計画期間</td> <td>令和2年度から令和6年度</td> </tr> </table>	“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	12. 安心して子どもを生き育てることができる 18. 子どもたちの未来に明るい希望がある 19. 困ったときなんでも気軽に相談できるところがある	○その他の計画（該当する場合のみ）		計画名称	第2期交野市子ども・子育て支援事業計画	策定年度	令和2年3月	計画期間	令和2年度から令和6年度		
“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	12. 安心して子どもを生き育てることができる 18. 子どもたちの未来に明るい希望がある 19. 困ったときなんでも気軽に相談できるところがある												
○その他の計画（該当する場合のみ）													
計画名称	第2期交野市子ども・子育て支援事業計画												
策定年度	令和2年3月												
計画期間	令和2年度から令和6年度												
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<p>〈政策等の実施時期〉</p> <p>令和3年4月1日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">担当部局</td> <td style="width: 33%;">担当課</td> <td style="width: 34%;">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>健やか部</td> <td>子育て支援課</td> <td>有・無 新旧対照表等</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	健やか部	子育て支援課	有 ・無 新旧対照表等						
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）											
健やか部	子育て支援課	有 ・無 新旧対照表等											

交野市こどもの医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の目的

大阪府の各医療費助成事業において平成30年4月1日の改正にて対象外（経過措置）となった「精神病床への入院に係る給付」について再度助成対象とするべく大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱及び大阪府市町村ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱が、令和3年4月1日から一部改正されることに伴い、交野市こどもの医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正が必要となり、所要の整備を行うもの。

2 条例改正案の内容

交野市こどもの医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例において、助成対象外であった「精神病床への入院に係る給付」を令和3年4月1日より対象とするもの。

3 施行日

令和3年4月1日

交野市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第23号）新旧対照表

新	旧
<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、対象者に対して次の各号に掲げる場合に医療費の助成を行い、その助成の額は、自己負担費用（被保険者又は組合員に対して保険者又は組合から家族療養附加金が支給される場合又は法令の規定により対象者に対し国又は地方公共団体から自己負担費用について医療に関する給付が行われた場合は、その額を控除した額とする。以下同じ。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p> <p>(1) 社会保険に関する法律又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われたとき。_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、対象者に対して次の各号に掲げる場合に医療費の助成を行い、その助成の額は、自己負担費用（被保険者又は組合員に対して保険者又は組合から家族療養附加金が支給される場合又は法令の規定により対象者に対し国又は地方公共団体から自己負担費用について医療に関する給付が行われた場合は、その額を控除した額とする。以下同じ。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。</p> <p>(1) 社会保険に関する法律又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われたとき。<u>ただし、精神病床への入院に係る給付を除く。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(医療費の支給)</p> <p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養又は生活療養_____に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(医療費の支給)</p> <p>第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額（以下「医療費」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額をひとり親家庭医療費として助成する。</p> <p>2・3 (略)</p>